

## 商標の使用条件等

株式会社全銀電子債権ネットワーク

### 1. 商標の使用条件

当社は、商標使用許諾申請があった場合（以下、商標使用許諾申請を行った者を「申請者」という。）には、当社で審査を行ったうえで、以下の条件で日本国内において、本件商標のうち、当社が使用を許諾した商標（以下「当該商標」という。）の非独占的使用権を許諾する。

地 域：日本国内

対 価：有償（1事業年度につき5万円（消費税別）。ただし、複数の商標を使用する場合は、1事業年度につき10万円（消費税別））。ただし、代表執行役が認める場合は、この限りでない。また、一度支払いを受けた対価は、返還しない。

使用範囲：特定の商品およびサービス（でんさいに係る商品およびサービスに限定する）。

期 間：1事業年度（4月1日から翌3月31日までの1年間。なお、初年度は、使用許諾開始日から当該事業年度末日まで）。ただし、期間満了60日前までに書面で使用終了の申し出がない場合は、同一内容で引き続き1事業年度の間延長することとし、以後も同様とする。

支払方法：当社が指定する銀行口座への振込み。振込手数料は振り込む者が負担する。

支払期日：使用許諾開始日後1か月以内に振り込むものとする。なお、それ以降は、当該事業年度の開始日から1か月以内に振り込むものとする。

### 2. 商標の取扱いに係る義務

- (1) 本件商標の使用を希望する場合は、事前に当社に商標使用許諾申請を行ったうえで、当社の許諾を得なければならない（以下、当社の許諾を得た者を「被許諾者」という。）。
- (2) 被許諾者が当該商標を使用するときは、当該商標が当社の登録商標である旨を表示しなければならない。
- (3) 被許諾者は、当社が許諾した商標権を侵害しまたは侵害するおそれのある事実を知ったときは、当社に対してその旨通知し、侵害を排除するために必要な措置について協力しなければならない。
- (4) 被許諾者は、本件商標（今後当社が追加で使用を認めた商標を含む。）のほかに、類似商標（例えば「でんさい」の文字を含む用語（「でんさい〇〇」、「〇〇でんさい」等）を出願してはならない。

- (5) 被許諾者は、当会社が許諾した商品およびサービス以外の商品およびサービスに、当該商標および「でんさい」、「デンサイ」または「DENSAI」（全部または一部が英小文字である場合を含む。）の文字を含む商標を使用してはならない。
- (6) 被許諾者は、申請時に申告した内容と異なる内容で当該商標を使用してはならない。
- (7) 被許諾者は、当会社が商標の使用を許諾した商品およびサービスについて、当会社が当該商品およびサービスを推奨していると誤認をするような宣伝等を行ってはならない。
- (8) 被許諾者は、書面による当会社の承諾なしに、当該商標に係る権利について譲渡、承継又は担保提供その他の処分をしてはならない。また、被許諾者は、当該商標を使用する権利を再許諾してはならない。
- (9) 被許諾者は、当会社の求めるところに従い、当会社に対して当該商標の使用状況を報告しなければならない。
- (10) 被許諾者は、法令を遵守しなければならない。

### 3. 商標使用の解除

- (1) 当会社は、被許諾者が上記「2.」のいずれかに違反した場合、直ちに使用許諾を中止することができる。
- (2) 当会社は、被許諾者が商標の使用許諾を受けた商品の取扱いを廃止した場合、直ちに使用許諾を中止することができる。
- (3) その他、当会社は、被許諾者による当該商標の使用が不適切であると当会社が認めた場合には、直ちに当該使用許諾を中止することができる。
- (4) 当会社は、(1) から (3) の理由によって被許諾者への当該商標の使用を中止させた場合に発生する損害について一切責任を負わない。

### 4. 第三者からの訴訟提起等への対応

当会社が、被許諾者の責に帰すべき事由により第三者から当該商標に関し訴訟を提起され、またはクレームを受けた場合は、すべて被許諾者の費用と責任をもって解決する。また、当会社が本件商標に対する商標法第 50 条第 1 項の規定による商標登録の取消しの審判を請求された場合には、被許諾者は、当会社の求めるところに従い、本件商標の使用の事実を証するための証拠の提出、その他本件商標の登録の取消しを免れるための協力をしなければならない。

### 5. 協議事項

この使用条件等に定めのない事項、またはこの使用条件等の内容に関して生じた疑義については、当会社と被許諾者で協議のうえ、誠意をもって解決する。

以 上